

ビジネスジェット利用環境の改善について

国土交通省 航空局

令和 2 年 1 2 月

- ビジネスジェットとは、企業・団体又は個人が商用・観光目的で利用する航空運送
- 移動手段に対し迅速性・秘匿性・快適性・柔軟性を重視する富裕層の重要なツール

ビジネスジェットの利点

- 時間価値の最大化 ○リスク・負担の最小化
- 移動の柔軟性・快適性 ○秘匿性の確保

運航形態

①自家用運航

社用機や個人所有機による運航

②オウンユースチャーター（※）

航空会社等の事業用機による有償運航

※他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客または貨物を運送すること

機種例：Gulfstream G650ER

- 定員：最大18名
- 最大航続距離：13,890km
(東京-ニューヨーク間 約10,900km航行可能)



機体保有

- 小型機は約5億円～、大型機は約20億円～、年間維持費は2億円～

小型機

- HondaJet Elite
- 定員：最大8名
- 全幅：12.12m
- 全長：12.99m
- 最大航続距離：2,661km
(東京-上海間 約1,760km)
- 価格：5億円～



大型機

- Gulfstream G650 ER
- 定員：最大18名
- 全幅：30.35m
- 全長：30.4m
- 最大航続距離：13,890km
(東京-ニューヨーク間 約10,900km)
- 価格：20億円～80億円



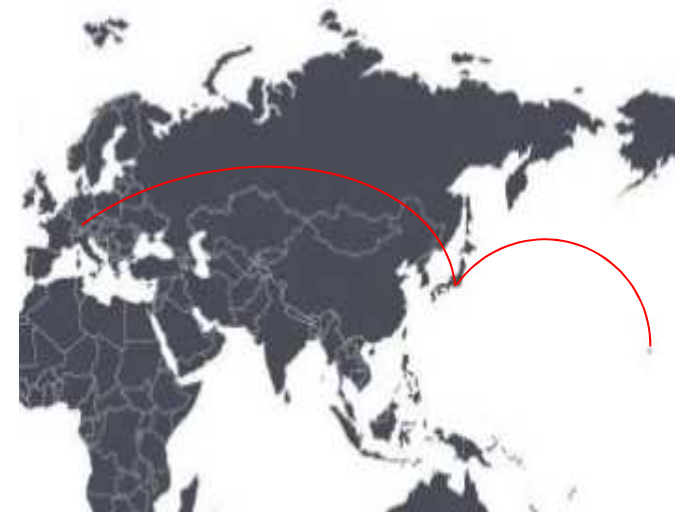
オウンユースチャーター

- 日本出発便では

・ハワイ往復2,000万円～

・欧州往復3,500万円～

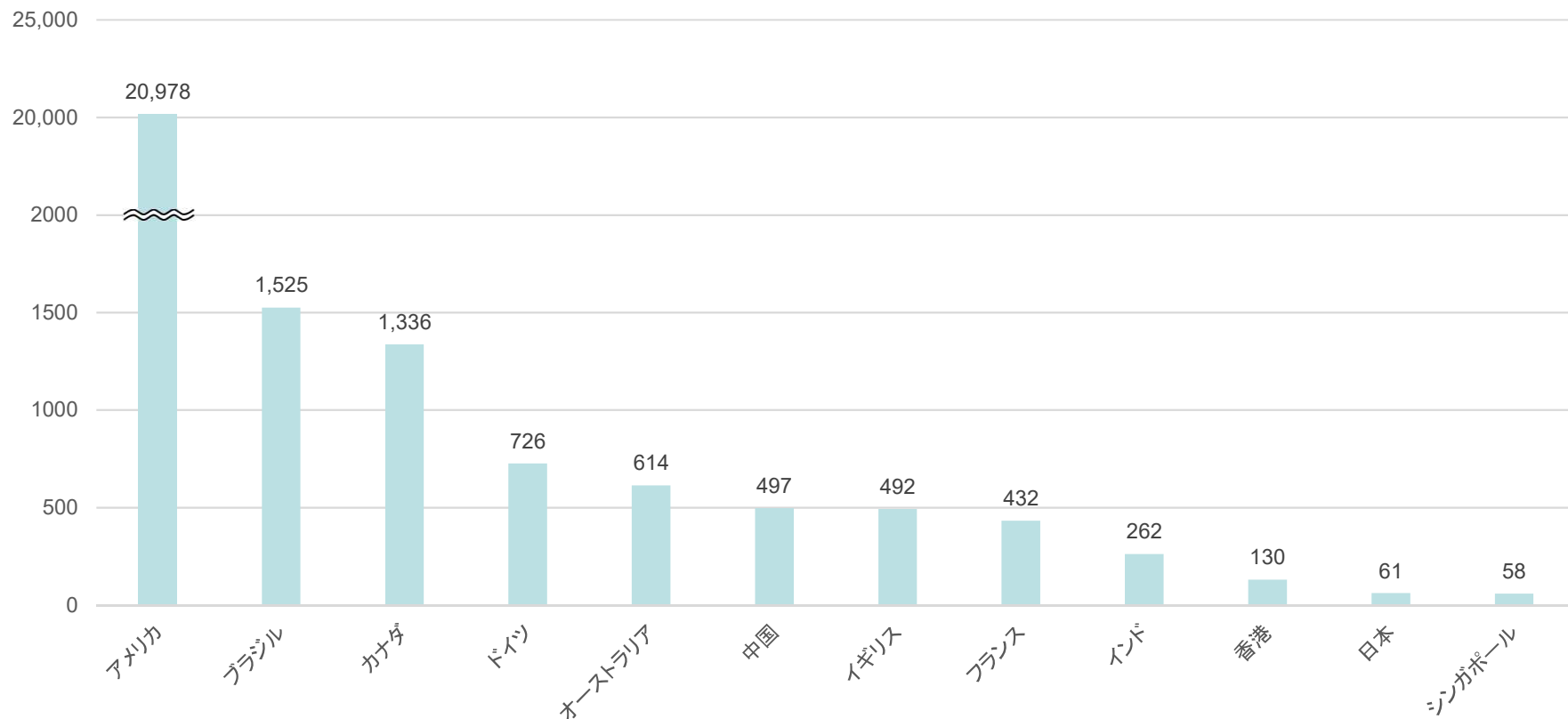
○チャーター料金は機体や飛行時間によって変動し、燃料代・空港発着料・機内食代・乗務員滞在経費等が含まれる



ビジネス機の主要国別保有機数

○ 世界のビジネス機は約3.6万機であり、米国の保有が半数以上を占める

ビジネス機の国別保有機数



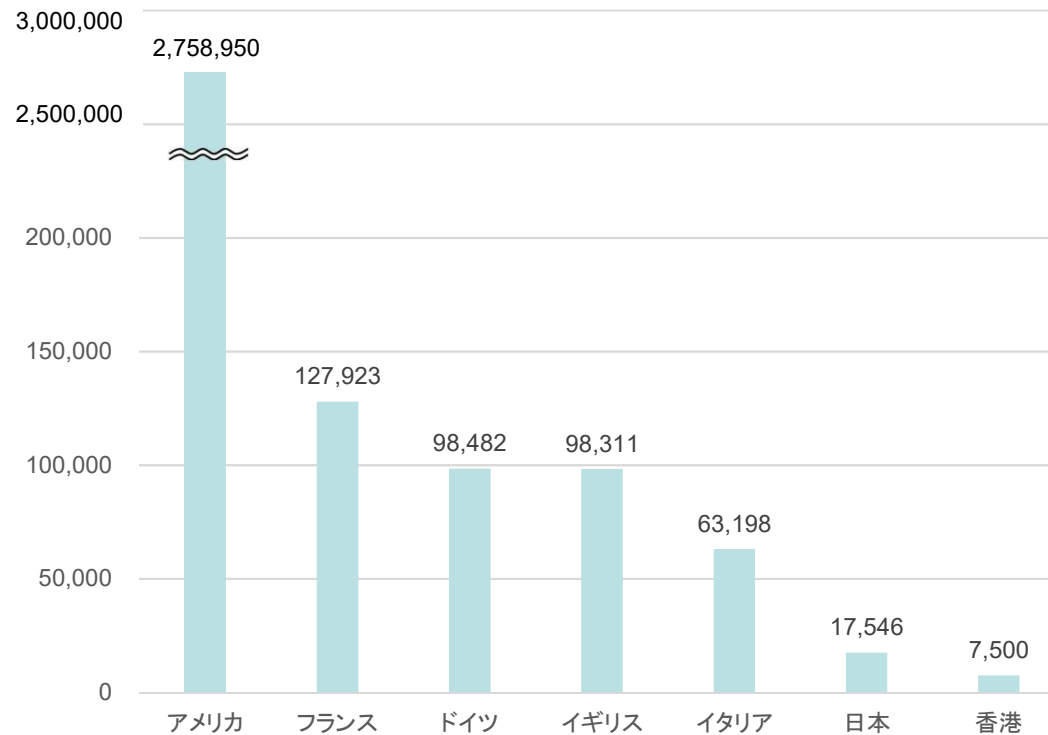
(出所) 日本:航空局調べ(2019年12月31日現在。公用機及び軍用機を含まない。)
その他:BUSINESS AVIATION TIMELINE 2018 EXCLUSIVE FLEET REPORT及びより作成(公用機及び軍用機を含まない。)

主要国のビジネス機の発着回数

○ 日本の発着回数は、ビジネス機全体で約1.7万回に留まっている

主要国の発着回数

【国内・国際】



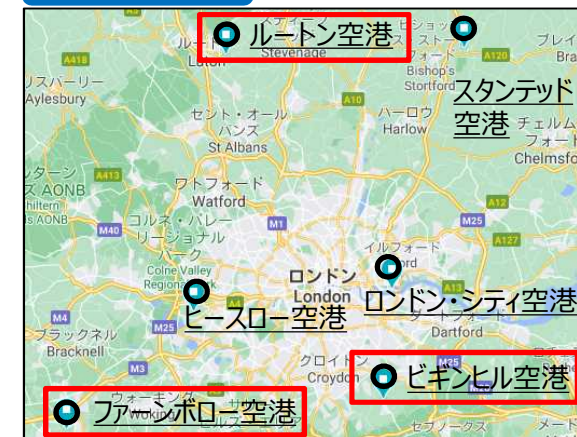
出所：発着回数はPrivatefly社ホームページ、EBAА公表データを参考にみずほ情報総研が作成した2017年データを引用
 香港はAsBAA Business Aviation an Important Facilitator for MNCs in Hong Kong より2016年データを引用／日本は2019年データに航空局にて更新

主要都市の受け入れ環境

ニューヨーク

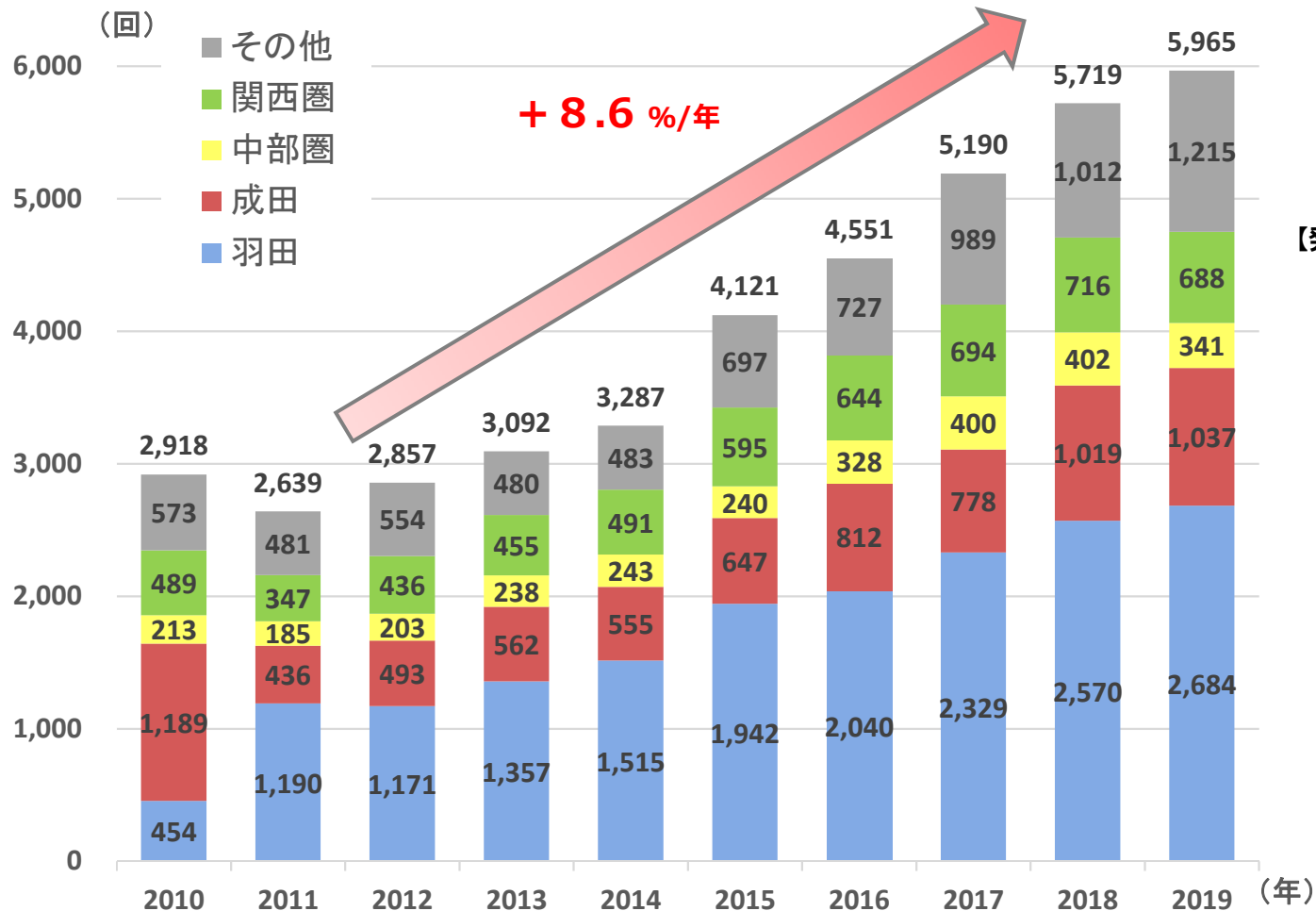


ロンドン



日本におけるビジネス機の発着回数（国際）

- 日本全体におけるビジネス機の国際発着回数は増加傾向
- 大都市圏のみならず、地方空港においても国際発着回数は増加



【発着回数の多い上位5空港：国際】

1	羽田
2	成田
3	新千歳
4	関空
5	中部

注) 中部圏: 中部、県営名古屋空港
 関西圏: 関西、大阪、八尾、神戸空港

出所: 運航記録データより航空局集計

○ 利用環境改善の観点から官民協力して、以下の取組を実施

空港の 利用環境 整備	専用動線	<ul style="list-style-type: none"> 専用施設の供用【成田・羽田（BJ専用ターミナル整備含む）・中部・関西・鹿児島（整備中）】 専用動線の供用【県営名古屋・静岡・神戸・松本・那覇（整備中）】
	駐機場	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスジェット専用駐機場の供用【成田、羽田、神戸、中部、静岡等】 専用駐機場の増設【成田（10 ⇒ 18／大型1 ⇒ 3）、羽田（15 ⇒ 17）】 国際線旅客ターミナル前におけるビジネスジェット優先駐機場の供用【羽田】 駐機可能日数の延長【成田（7日間⇒30日間）】
	格納庫	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスジェット専用格納庫の供用【成田・中部・静岡・神戸】
	発着枠	<ul style="list-style-type: none"> 発着枠の拡大【羽田（8/日 ⇒ 16/日）】
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 小型航空機の発着制限撤廃・緩和【成田・羽田】 ビジネスジェット専用ターミナルと専用スポット間の新たなアクセス道路の供用【成田】 申請閲覧ページの開設【成田】
諸手続きの緩和		<ul style="list-style-type: none"> 外国籍ビジネスチャーター機の乗入れに関する手続期間の短縮（商用、医療／10日前→3日前） 成田・羽田空港間の外国籍機の移動に関する手続期間の短縮（3日前→24時間前）
CIQ		<ul style="list-style-type: none"> 事前連絡期間の短縮とその対象空港の設定【2週間前⇒原則3日前／対象空港 9】 対象空港の拡大【対象空港 9 ⇒ 11】 対象空港外における事前連絡期間の短縮【2週間前⇒原則1週間前】